

報道関係者 各位

令和6年9月30日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 吉本雄一

(主) 監察監督官 八木 剛

(電話) 088-885-6022

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果について

高知労働局(局長 菊池 宏二)では、このたび、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して高知県内の各労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった177事業場のうち、73事業場(41.2%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、38事業場(違法な時間外労働があったもののうち52.1%)でした。

高知労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取り組みを積極的に行うとともに、11月の「過労死等防止啓発月間」において、重点的な監督指導の実施を予定しております。

【監督指導のポイント】(令和5年4月～令和6年3月)

(1) 監督指導の実施状況	177 事業場
(2) 主な違反の内容〔(1)のうち法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕	
違法な時間外労働があったもの	73 事業場 (41.2%)
うち、時間外労働・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの	38 事業場 (52.1%)
うち、月100時間を超えるもの	23 事業場 (31.5%)
うち、月150時間を超えるもの	2 事業場 (2.7%)
賃金不払残業があったもの	2 事業場 (1.1%)
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	35 事業場 (19.8%)
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況	
〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕	
過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	77 事業場 (43.5%)
労働時間の把握が不適正なため指導したもの	34 事業場 (19.2%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和5年4月から令和6年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和5年4月から令和6年3月までに、177事業場に対し監督指導を実施し、144事業場(81.4%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが73事業場、賃金不払残業があったものが2事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが35事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	177 (100%)	144 (81.4%)	73 (41.2%)	2 (1.1%)	35 (19.8%)	
主な業種	商業	53 (29.9%)	42 (79.2%)	21	1	13
	製造業	22 (12.4%)	17 (77.3%)	8	1	3
	保健衛生業	26 (14.7%)	21 (80.8%)	15	0	3
	接客娯楽業	9 (5.1%)	8 (88.9%)	3	0	5
	建設業	16 (9%)	13 (81.3%)	6	0	3
	運輸交通業	12 (6.8%)	10 (83.3%)	8	0	1
	その他の事業 (注6)	19 (10.7%)	18 (94.7%)	8	0	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反(割増賃金)のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
177	41 (23.2%)	88 (49.7%)	24 (13.6%)	8 (4.5%)	14 (7.9%)	2 (1.1%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
177	21 (11.9%)	50 (28.2%)	29 (16.4%)	18 (10.2%)	23 (13%)	36 (20.3%)

2 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった73事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、38事業場で1か月80時間を、うち23事業場で1か月100時間を、うち2事業場で1か月150時間を超えていた。

表4 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
177	73	35	38	23	2	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、23事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、67事業場でタイムカードを基礎に確認し、43事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、4事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、40事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表5 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2、3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
23	67	43	4	40

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

3 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、77事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表6 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
77	26	20	27	50	3	10

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、34事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表7 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
34	25	0	11	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

高知
会場

働き続けることのできる社会へ
過労死をゼロにし、健康で充実して

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加
無料

事前申込

日時

2024年11月11日(月)
13:30~15:40 (受付13:00~)

会場

ちよテラホール
(高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F)

基調講演

産業医から見る
過労自殺企業の内側



大室産業医事務所 代表

大室 正志 氏



高知会場

プログラム

[高知労働局からの報告]
高知労働局 労働基準部監督課

[過労死遺族の声]

[基調講演]

「産業医から見る 過労自殺企業の内側」

大室 正志 氏 (大室産業医事務所 代表)

大室 正志 氏

大室産業医事務所 代表

大室産業医事務所代表。産業医科大学医学部医学科卒業。専門は産業医学実務。ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社統括産業医、医療法人社団同友会産業医室を経て現職。

メンタルヘルス対策、感染症対策、生活習慣病対策など企業における健康リスク低減に従事。現在約30社と産業医契約。医療法人同友会顧問。社会医学系専門医・指導医。

著書「産業医が見る過労自殺企業の内側」
(集英社新書)

●会場のご案内

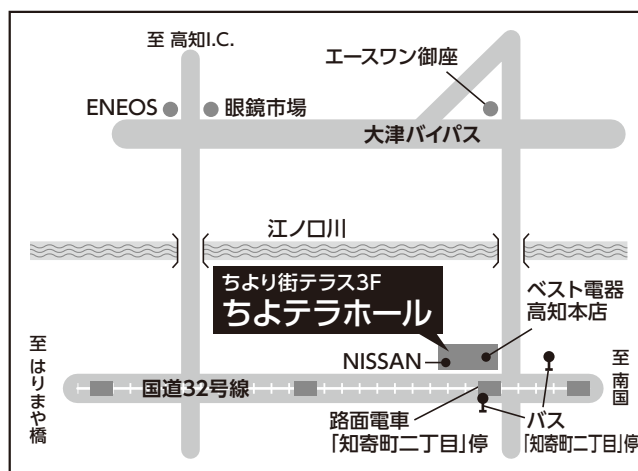
ちよテラホール

(高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F)

- ・[バス]とさでん交通バス「知寄町二丁目」下車 徒歩1分
- ・[路面電車]とさでん交通 路面電車「知寄町二丁目」下車 徒歩1分

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp